

労働安全衛生規則の改正について

(爆発の危険のある場所で使用する電気機械器具の防爆性能等関係)

1 改正の趣旨

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）では、事業者に対し、爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険を防止するため必要な措置を講じなければならないこととされており、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）においては、電気機械器具を使用する際に、防爆構造電気機械器具でなければならない箇所を、通風、換気等の措置を講じてもお引火性の物の蒸気、可燃性ガスが存在して爆発の危険のある濃度に達するおそれのある箇所としている。

今般、防爆危険箇所の区分について、国際電気標準会議が策定した国際的な基準に沿ったものとする事その他所要の改正を行うため、労働安全衛生規則を下記のとおり改正するものである。

2 改正の内容

- (1) **爆発の危険のある場所で使用する電気機械器具の防爆性能（要綱第一関係）**
通風等による爆発又は火災の防止の措置を講じても、なお、引火性の物の蒸気又は可燃性ガスが爆発の危険のある濃度に達するおそれのある箇所において電気機械器具を使用するときは、当該蒸気又はガスの種類に加え、爆発の危険のある濃度に達するおそれに応じた防爆性能を有する防爆構造電気機械器具でなければ使用してはならないものとすること。
- (2) **施行期日等（要綱第三関係）**
平成20年10月1日から施行すること。

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案について (通勤災害保護制度の見直し関係)

1 趣旨

高齢化の進展とともに、家族の介護が労働者の生活に深く関わってきていること、また、平成19年4月18日大阪高裁判決（義父の介護のため通勤経路を逸脱した労働者に対する休業給付不支給決定を取り消すものとする判決。）を踏まえ、労働者が要介護状態にある家族の介護を行うケースについて、通勤災害保護制度の対象とする省令改正を行う。

2 改正の必要性及び概要

(1) 省令改正の必要性

ア 通勤災害とは、労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡をいう。この場合の通勤とは、就業に関し、①住居と就業の場所との間の往復、②就業の場所から他の就業の場所への移動、③単身赴任先住居と帰省先住居との間の移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとされている。しかし、労働者が、移動の経路を逸脱し、若しくは移動を中断した場合には、逸脱又は中断の間及びその後の移動は通勤とはされていない。

イ ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、通勤とされることとなっている。厚生労働省令として、労災則第8条において、「日用品の購入その他これに準ずる行為」（第1号）などが規定されている。

ウ 具体的内容が多岐にわたり、相当長時間を要する介護行為について、労災則第8条第1号の「日用品の購入その他これに準ずる行為」に該当するとして省令をそのままにしておいた場合には、今後も司法判断により、同号の対象となる行為が拡大していく可能性がある。

→したがって、介護は、「日用品の購入その他これに準ずる行為」に当たらないと考えられ、労災則の改正が必要。

(2) 省令改正の対象とする介護行為の範囲

ア 介護を受ける対象者の範囲

- 「要介護状態（注）にある配偶者、子、父母、配偶者の父母並びに同居し、かつ、扶養している孫、祖父母及び兄弟姉妹」を対象とする（育児・介護休業法に基づく介護休業制度の対象家族と同様。）。

(注) 要介護状態の判断基準は、単身赴任者が就業場所と帰省先住居の間を移動する経路を通勤災害保護制度の対象とする場合の考え方と合わせる。要介護状態とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、二週間以上の期間にわたり常時介護を要する状態(労災則第7条)をいい、常時介護を必要とする状態かどうかは、「労働者災害補償保険法の一部改正の施行及び労働者災害補償保険法施行規則及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部を改正する省令の施行について(基発第0331042号)」の別表「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」(別添参照)により判断する。

イ 介護の内容等

- 労働者が介護を反復継続して行っていることを要件とすることが適当である。すなわち、介護についても、介護が労働者本人にとって日常生活上必要な行為であることが必要であり、通常は他の者が行っている家族の介護をたまたま代わって行うケースまで対象とすること適当でないと考えられる。(初めて介護を行ったケースは、介護をその後も反復継続して行うこと予定していたかどうかによって判断することとする。)

- 介護については、およそ介護に該当するものであればよいと考えられ、個別具体的な内容までは定めない。また、時間についても定めない。
なお、逸脱・中断の間を除き、通勤災害の保護の対象となるのは、当該逸脱・中断が「日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合」(労災保険法第7条第3項)であることから、介護についても、「やむを得ない事由により行うための最小限度のもの」であることが必要である。

3 施行期日

平成20年4月1日

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案について (二次健康診断等給付の見直し関係)

1 趣旨

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等（以下「定期健康診断等」という。）については、「高齢者の医療の確保に関する法律」において、医療保険者に特定健康診査・特定保健指導を行なうことが義務づけられ、その参考とする「標準的な健診・保健指導プログラム」がとりまとめられたことを踏まえ、作業関連疾患である脳・心臓疾患に適切に対応するという観点から、定期健康診断等の検査項目を見直す労働安全衛生規則等の改正が行われたところ。（平成19年7月6日公布、平成20年4月1日施行）

これに伴い、定期健康診断等の結果の一部を要件として給付を行う労働者災害補償保険法に基づく二次健康診断等給付についても、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 二次健康診断等給付の対象者条件について

① 「血清総コレステロールの量の検査」に代えて、「低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）の量の検査」とする。

② 「BMIの測定」を「腹囲の検査又はBMIの測定」に改めること。

(2) 二次健康診断の検査項目について

「血清総コレステロールの量の検査」に代えて、「低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）の量の検査」とする。

3 施行日

平成20年4月1日

**労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症
に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案について
(介護補償給付及び介護給付の見直し関係)**

1 趣旨

労働災害により介護を要する状態となった労働者については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に基づき、介護に要した費用を介護（補償）給付として支給しているところである。今般、他制度の介護手当との均衡等を考慮して当該給付額に係る最高限度額及び最低保障額の見直しを行うものである。

また、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和42年法律第92号。）に基づき支給する介護料においても上記と同様の見直しを行うものである。

2 改正の内容

(1) 労働者災害補償保険法に基づく介護（補償）給付の最高限度額及び最低保障額について、以下のとおり変更すること。

| | 最高限度額 | 最低保障額 |
|-----------|----------------------------|--------------------------|
| 常時介護を要する者 | <u>104,960円</u> (104,590円) | <u>56,930円</u> (56,710円) |
| 随時介護を要する者 | <u>52,480円</u> (52,300円) | <u>28,470円</u> (28,360円) |

(2) 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料の最高限度額及び最低保障額について、以下のとおり変更すること。

| | 最高限度額 | 最低保障額 |
|-----------------------|----------------------------|--------------------------|
| 常時監視及び介助を要する者 | <u>104,960円</u> (104,590円) | <u>56,930円</u> (56,710円) |
| 常時監視を要し、随時介助を要する者 | <u>78,720円</u> (78,440円) | <u>42,700円</u> (42,530円) |
| 常時監視を要するが、通常は介助を要しない者 | <u>52,480円</u> (52,300円) | <u>28,470円</u> (28,360円) |

※ () 内は、現行額

3 施行日

平成20年4月1日

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案について (職場意識改善助成金の創設関係)

I. 趣旨

近年の労働時間の現状を見ると、30歳代男性の長時間労働が常態化するなど、労働時間が短い者と長い者が共に増加する「労働時間分布の長短二極化」の現状にある。また、年次有給休暇の取得率は依然低下傾向にあり、長時間労働等による業務に起因した脳・心臓疾患に係る労災認定件数は高い水準で推移している。

この状況を是正するためには、約7割の労働者が年次有給休暇の取得へのためらいを感じているなど、職場の意識が必ずしも前向きなものになっていないことから、労使が労働時間等の設定の改善に向けた職場意識の改善に積極的に取り組むことが重要である。

このため、労働時間等の設定の改善に向けた職場意識の改善に積極的に取り組む中小事業主に対する支援策として、「職場意識改善助成金」を創設する。

II. 概要

労働時間等の設定の改善の促進のため、中小事業主(※)が、職場意識を改善するために、(1)のイからハまでの事項を盛り込んだ「職場意識改善計画」(実施期間、2年間)を策定し、効果的に実施したと認められる場合に、(2)の額を支給する。

(1) 職場意識改善計画の内容

イ 実施体制の整備

- ① 労働時間等設定改善委員会等労使の話合いの機会の整備
- ② 労働者から苦情、意見、要望を受け付ける担当者の選任

ロ 職場意識改善の措置

- ① 労働者に対する職場意識改善計画の周知
- ② 職場意識改善のための研修の実施

ハ 労働時間等の設定の改善のための措置

- ① 年次有給休暇の取得促進のための措置
- ② 所定外労働削減のための措置
- ③ 次のいずれかの措置
 - (i) 労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定
 - (ii) 特に配慮を必要とする労働者(子育てや介護を行う労働者等)に対する休暇の付与等の措置
 - (iii) ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用を可能とする措置

(2) 支給額

イ 1年度目においては、作成した職場意識改善計画に基づき、1年間、取組を効果的に実施したと認められる場合には50万円を支給する。

ロ 2年度目においては、当該計画に基づき、取組を1年度目より更に効果的に実施したと認められる場合には50万円を支給する。

ハ イ及びロに加えて2カ年度にわたる当該事業の実施の結果、

- ・ 年次有給休暇の取得率が60%以上及び所定外労働が事業実施前に比べて20%削減
 - ・ 事業実施前と比べて特に効果的な取組を実施したと認められる
- 事業主に対して2年度目にさらに50万円を追加して支給する。

※ 中小事業主とは、

- ・ 小売業においては、資本金・出資金の額が5000万円以下又は常用労働者が50人以下
- ・ 卸売業においては、資本金・出資金の額が1億円以下又は常用労働者が100人以下
- ・ サービス業においては、資本金・出資金の額が5000万円以下又は常用労働者が100人以下
- ・ その他の業種については、資本金・出資金の額が3億円以下又は常用労働者が300人以下

である事業主をいう。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正について

1. 趣旨

- 継続事業（事業の期間が予定されない事業）に係る労働保険の概算保険料については、毎年、年度更新時期（現行：4月1日から5月20日まで）にその全額を一度に申告・納付することが原則であるが、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第18条に基づき、一定の事業主（※）に対して、延納（分割納付）することを認めており、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）において、以下のとおり期別納付期限を定めているところである。

第1期（4月～7月分） … 5月20日
第2期（8月～11月分） … 8月31日（事務組合委託分は9月14日）
第3期（12月～3月分） … 11月30日（事務組合委託分は12月14日）

※ ①概算保険料額が40万円以上（労災保険又は雇用保険のいずれか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円以上）の事業の事業主、②事務組合に労働保険事務の処理を委託されている事業の事業主

- 平成19年通常国会において成立した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成19年法律第110号。以下「事業改善法」という。）」により、平成21年度から年度更新時期が6月1日から7月10日までに変更されることに伴い、上記の期別納付期限を見直す必要が生じたもの。

2. 改正内容

- 事業改善法による年度更新時期の変更に伴い、以下のとおり継続事業の期別納付期限を変更することとする。

第1期（4月～7月分） … 7月10日
第2期（8月～11月分） … 10月31日（事務組合委託分は11月14日）
第3期（12月～3月分） … 1月31日（事務組合委託分は2月14日）

※ 有期事業の期別納付期限については、現行において継続事業と同時期としている第2期及び第3期の期別納付期限に限り、変更後の継続事業の期別納付期限に揃えることとする。
（現行の有期事業の期別納付期限は、①第1期：保険関係成立日の翌日から20日、②第2期：8月31日、③第3期：11月30日、④第4期：3月31日である。）

3. スケジュール（予定）

公布：平成20年3月中
施行：平成21年4月1日

（参考）

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）
（概算保険料の延納）

第十八条 政府は、厚生労働省令で定めるところにより、事業主の申請に基づき、その者が第十五条、第十六条及び前条の規定により納付すべき労働保険料を延納させることができる。